

令和3年度 稚内市給食費助成金について

稚内市教育委員会学校給食課

1 制度の概要

本制度は、平成26年度から開始された制度で、認定基準を満たす方に対し、給食費の半額を助成することで、お子さまの就学に必要な経費の一部を軽減するものです。

2 助成の対象者について

次の2つを満たしている方が対象となります。

(1) 児童・生徒が5月1日現在、稚内に住んでいること。

※5月2日以降に転入された方は、翌年度以降から対象となります。

(2) 世帯全員の市民税の所得割課税額の合計が77,100円以下であること。

(世帯とは、住民票上の世帯のことを指します。)

※生活保護や就学援助の認定になっている方は対象外となります。別添のフローチャートを参考にしてください。また、年度内に認定が解除になった方につきましては、学校給食センターまでご連絡願います。

※市民税の所得割課税額については令和3年度納税通知書等(3ページ目を参考にしてください)で確認できます。

3 申請について

(1) 申請書は学校より配布されるほか、学校または給食センターで用意しています。また、稚内市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申請書に必要書類を添えて、令和4年3月31日までに稚内市学校給食センターへ提出してください。(詳しくは申請書記入例をご覧ください。)

4 助成金の金額について

助成される金額は保護者の負担する給食費の2分の1の額となりますが、稚内市学校給食センター条例施行規則に定められている給食費の2分の1の額を上限とします。(1円未満は切り上げ)

(例1) 給食費単価が「小学校290円」、「中学校330円」で年間の給食提供回数が190食の場合

給食費の2分の1	小学校	単価290円	×	190食	÷	2	=	<u>27,550円</u>
	中学校	単価330円	×	190食	÷	2	=	<u>31,350円</u>
上限額	小学校	単価283円	×	190食	÷	2	=	<u>26,885円</u>
	中学校	単価328円	×	190食	÷	2	=	<u>31,160円</u>

この場合、「給食費の2分の1の額」が「上限額」を超えているため、実際に交付される助成額は、「上限額」の金額となります。

(例2) 給食費単価が「小学校250円」、「中学校290円」で年間の給食提供回数が190食の場合

$$\begin{array}{l} \text{給食費の2分の1} \\ \text{上限額} \end{array} \left(\begin{array}{l} \text{小学校} \quad \text{単価250円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{23,750 \text{円}} \\ \text{中学校} \quad \text{単価290円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{27,550 \text{円}} \\ \text{小学校} \quad \text{単価283円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{26,885 \text{円}} \\ \text{中学校} \quad \text{単価328円} \times 190 \text{食} \div 2 = \underline{31,160 \text{円}} \end{array} \right)$$

この場合、「給食費の2分の1の額」が「上限額」未満のため、実際に交付される助成額は、「給食費の2分の1」の金額となります。

稚内市学校給食センター

(稚内市教育委員会学校給食課学校給食グループ)

電話：0162-33-6513 fax：0162-33-6514

メールアドレス：kyusyoku@city.wakkanai.lg.jp

(所得割課税額の確認方法について)

令和3年度 給与所得等に係る市民税・道民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)

所得	給与収入		給与から市民税が引かれている方	総所得金額①	税標準	分離長期譲渡	
	給与所得(所得金額調整控除後)					株式等の譲渡	
	その他の所得計					上場株式等の配当等	
所得控除	雑損		障・寡・ひ・勤		控老扶養親族該当区分	先物取引	
	医療費		配偶者			本人該当区分	
	社会保険料		配偶者特別			特同老16歳未満	
	小規模企業共済		扶養			その他	
	生命保険料		基礎			同障	
	地震保険料		所得控除合計②			未成年者	
	(摘要)					他障	

税	市民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
	道民税	税額控除前所得割額④	
		税額控除額⑤	
		所得割額⑥	
		均等割額⑦	
		特別徴収税額⑧	
	控除不足額⑨		

この部分の金額を参照します

令和3年度 市民税・道民税 決定の明細②

区分	課税標準額	税率	市民税額	道民税額
総所得金額				
山林				
分離課税の所得の内訳	短期譲渡	一般分		
		軽減資産分		
	長期譲渡	一般分		
		特定資産分		
	株式等の譲渡	一般株		
		上場分		
	上場株式等の配当等			
先物取引				
算出所得割額合計				
調整控除額				
税額				
控除				
配当割額控除額等				
所得割額①				
均等割額②				

市民税を納付書又は口座振替で納めている方
(納税通知書4ページ目)

①より控除することができなかった配当割額及び株式等譲渡所得割額A

年税額③ (① + ②)	
Aに係る充当額④	
給与特別徴収税額⑤	
年金特別徴収税額⑥	
既納付済額⑦	
普通徴収税額③ - ④ - ⑤ - ⑥	

※配当割額控除額等 = 配当割額控除額及び株式等譲渡所得割額控除額

この部分の金額を参照します